

始良市農業委員会総会議事録（令和2年3月）

1. 開催日時 令和2年3月19日（木） 午後1時30分～午後3時38分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（ 17人）

1番	松元 信道	11番	—
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甕 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（ 11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 12番 湯脇委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 非農地証明願について
10. 議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
12. 議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
13. 議案第 11 号 始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積の適用期間の延長について
14. 農地あっせんの経過報告
15. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
16. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
農政課課長補佐兼始良農林水産係長
加治木農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（令和2年3月）</p> <p>（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議長	<p>ただいまから、令和元年度 第12回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>17名中、17名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p>
議長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p>

	<p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から93番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は1ページです。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は3月31日、契約の始期は4月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で3件、2年間で5件、3年間で29件、4年間で1件、5年間で33件、6年間で1件、10年間で21件で、合計93件となっております。面積につきましては、合計148,497㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから17ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の17ページ、90番は15番委員、91番は3番委員、92番・93番は19委員の関与する議案になっております。つきましては、農業委員会等に関する法律 第31条の規定の議事参与の制限により、議案の議決に参加出来ませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から89番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から89番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	〔賛成多数〕

議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から89番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号 90番から93番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>90番の関係者、15番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	（15番委員退席）
議 長	<p>それでは、90番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、90番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、90番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15番委員は着席してください。</p>
委 員	（15番委員着席）
議 長	<p>次に、91番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	（3番委員退席）
議 長	<p>それでは、91番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、91番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、91番については、原案のとおり決定いたしました。 3番 ○○委員は着席してください。
委 員	（3番委員着席）
議 長	次に、92番から93番につきましては、議事参与制限に、私に関係しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。
委 員	（会長退席）
委 員	（会長代理 議長席に着席）
議 長	それでは、92番から93番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、92番から93番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、92番から93番については、原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
委 員	（会長代理 議長席から退席）
委 員	（会長 議長席に着席）
	————— 議案第2号 —————
議 長	次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から6番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は18ページです。</p> <p>今月の申請件数につきましては、6件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇、譲渡人は3名で、まず兵庫県明石市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、東餅田字上牟田〇〇番〇 田、それと兵庫県明石市在住〇〇の分が、申請地の所在が東餅田字上牟田〇〇番〇 田、それから東京都府中市在住の〇〇分が、申請地の所在が東餅田字上牟田〇〇番〇 田の合計3筆の合計面積が515㎡です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番委員です。それでは調査の報告をいたします。</p> <p>令和2年3月12日、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人とは、親戚関係にあります。譲受人は、申請地を含め父親と鹿児島市からの通作を行っています。現地で農業を続けたい希望があり、所有権を統一するために今回申請をなされています。譲受人の労働力は夫婦二人と父親で、十分有り、農機具についても、田植え機など一式そろえてあり、必要に応じてリースで対応していくということです。自作地と今回申請されました515㎡で、トータル2,073㎡となることから、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇、譲渡人 東餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、北山字鎮守田〇〇番〇 田、1筆1,240㎡です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。15番委員です。それでは調査の報告をいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>令和2年3月11日、譲受人ご夫婦と現地で会い、聞き取り調査を行いました。譲受人は、ハーブを栽培するため畑を紹介したところ、気に入られて利用権を締結されました。住む場所も探されていたので、たまたま売りに出されている物件があり紹介したところ購入することになりましたが、山と田んぼも含まれていたため今回申請することになりました。農機具については、トラクター、軽トラを持っていますが、不足するものについては地域でバックアップしていきます。このようなことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 三拾町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田、2, 920㎡です。 以上で、3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>令和2年3月16日、譲受人と現地で会い、聞き取り調査を行いました。現地は今回で4回目ですが、今までの隣接地となります。山田口の〇〇より山田へ150メートル行った左側の下であります。関連していますので、4番・5番を説明してよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、一括して説明してください。</p> <p>4番の譲渡人の〇〇さんは、みかんを植えているため、譲受人は果樹園として利用したい希望があります。5番は国道42号線の70メートル右側の角地にあります。譲受人は、花を植える希望があります。地目が田となっていることもあり、地目変更をするように指導しました。譲受人の労働力は夫婦二人で、十分あり、農機具については、先般も申し上げたように、必要に応じてリースで対応していかれるそうです。今回申請分を含めまして、田んぼが10, 145㎡、畑が7, 193㎡、合計17, 338㎡となります。このようなことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。</p>
<p>議 長</p>	<p>4番・5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>4番ですが、譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 豊留在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田、</p>

議 長	事務局	<p>66㎡です。</p> <p>5番ですが、譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 豊留在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田、700㎡です。</p> <p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇、譲渡人 蒲生町米丸在住の〇〇の贈与による所有権移転です。譲受人〇〇さんは、譲渡人の娘婿となります。申請地の所在は、蒲生町米丸字宇楚山〇〇番〇田、蒲生町米丸字上川内〇〇番〇 畑、蒲生町西浦字竹下〇〇番 田、3筆の3,644㎡です。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	事務局	<p>ただいまの説明の6番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>令和2年3月12日、譲受人と譲渡人〇〇さん宅で会い、聞き取り調査をしました。譲受人は県外に在住していましたが、贈与を受けるためこちらに帰ってこられました。機械等も譲り受けていますので、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p>
議 長	委 員	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	委 員	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
議 長		<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。</p>

議案第3号	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>1 番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は20ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。</p> <p>それでは1 番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、東京都世田谷区の〇〇の代表役員〇〇です。土地の所在が平松字鋒丸〇〇番〇 田、204㎡、平松字鋒丸〇〇番〇 田、146㎡、平松字鋒丸〇〇番〇 田、189㎡、平松字鋒丸〇〇番〇 田、582㎡、計4筆、1,121㎡の分から、変更後としまして平松字鋒丸〇〇番〇 田、189㎡、平松字鋒丸〇〇番〇 田、582㎡、計2筆、771㎡への変更です。当初の転用目的は山林で、平成30年1月10日に5条許可がなされております。変更後の目的は、駐車場であります。変更の理由としましては、駐車場として利用したいとのことです。こちらは議案4号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、14番委員に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。14番委員です。報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置が始良インターから東に約450mのところですか。被害防除といたしまして、東が田、西が山林と宅地、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性は、確実です。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号 農地転用事業計画変更申請についての1番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり</p>

	<p>り意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第4号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について、説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は21ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、東京都世田谷区の〇〇の代表役員の〇〇、土地の所在は、平松字鋒丸〇〇番〇 田、189㎡、平松字鋒丸〇〇番〇 田、582㎡、計2筆771㎡です。申請地につきましては、都市計画区域の用途が、第一種住居地域で、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。資金計画につきましては、現状使用のため不要です。また土地改良区の意見書は除外済みのため、不要となっております。なお、始末書と被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、先ほどの議案第3号の1番と関連がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>本案件につきましては、議案第3号1番で、14番委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p>
議長	<p>次の、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請人は、東京都江東区在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字山守〇〇番〇 田、84㎡、字市ノ頭〇〇番〇 田、181㎡、計2筆265㎡です。申請地につきましては、広がり10ha未満区域であり、土地改良事業があるため農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、申請理由は通路及び駐車場として利用したいためです。資金計画につきましては、自己資金で対応し、土地改良区の意見書は添付がございます。なお、始末書と被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取</p>

議 長	<p>案件でございます。 以上で、説明を終わります。</p>
委 員	<p>ただいまの説明の2番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>農地区分は第1種農地であるが、例外とされる集落接続施設として問題ありません。申請地の位置は、木田土地改良区から北東に約550mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が田、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請人は、平松在住の〇〇、土地の所在は、平松字杉園迫田〇〇番〇田、713㎡のうち265㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域で、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟 92.74㎡です。申請理由は自己用一般住宅を建築したいとのことです。自己資金で対応し、水利組合からの意見書の添付がございます。なお、始末書と被害防除計画書も添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、白金原公民館から南西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南も畑、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、2番につきましては第1種農地で、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">議案第5号</p> <p>次に、日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から10番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は22ページから25ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は福岡県福岡市在住の〇〇、譲渡人は埼玉県久喜市在住の〇〇他3名。土地の所在は平松字堅野〇〇番〇 田、826㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場です。理由としましては、隣接宅地の樹木・雑草の伐採抜根作業時に機材や雑草の資材置場として利用したいとのことです。資金は、自己資金で対応し、改良区の意見書は除外済みのため不要です。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>農地区分は第3種農地で、問題なしです。申請地の位置は、白金原公民館から西に約300mの位置です。申請実現の確実性は、自己資金証</p>

<p>議 長</p>	<p>明もあり、確実であります。条件及び特記事項はなしです。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>譲受人は薩摩川内市の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は西餅田在住の〇〇。土地の所在は鍋倉字下川〇〇番〇 田、825㎡です。申請地につきましては、土地改良事業施行がなく、広がり10ha未満ですので、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。理由としましては、隣接地に建築する共同住宅の駐車場として設置したいとのことです。資金は、自己資金で対応し、改良区の意見書も添付されております。なお、被害防除計画書の添付もごさいます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委員</p> <p>立地基準、農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、帖佐地区公民館から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が里道、南が田、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>譲受人は鹿児島市在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は福岡県大牟田市在住の〇〇。土地の所在は西餅田字上松原〇〇番〇 田、676㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。理由としましては、当地を宅地造成、宅地3区画、通路1区画とするとのことです。資金は、自己資金で対応し、改良区の意見書が添付されています。なお、被害防除計画書の添付もごさいます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が宅地、北が宅地と田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>譲受人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は西餅田字伊藤山〇〇番〇畑、538㎡です。もう一筆は、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇他1名で、西餅田字伊藤山〇〇番〇畑 535㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。理由としましては、当地を宅地造成、宅地4区画、通路1区画とするとのことです。資金は、自己資金で対応し、改良区の意見書は区域外のため不要です。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、錦江団地公民館から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が宅地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>借人は西餅田在住の〇〇他1名、貸人は西餅田在住の〇〇。土地の所在は西餅田字上川屋〇〇番〇田、661㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅及び駐車場です。理由としましては、使用貸借で、一般住宅を建築及び店舗用駐車場として利用したいとのことです。資金は、融資で対応し、改良区の意見書は除外済みのため不要です。なお、被害防除計画書、始末書、</p>

議 長	面積超の理由書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
委 員	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、五社神社から北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>譲受人は始良市の有限会社〇〇取締役〇〇、譲渡人は西餅田在住の〇〇。土地の所在は西餅田字上櫻木〇〇番〇 田、133㎡です。申請地につきましては、土地改良事業施工もなく、広がり10ha未満の区域であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場です。理由としましては、桜島サービスエリアの発展に伴い自社の資材置場が手狭になったためとのことです。資金は、自己資金で対応し水利組合の意見書の添付がございます。なお、被害防除計画書の添付もございます。こちらにつきましては、議案第5号の7番と一体利用で、全事業面積が439㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>立地区分、農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、桜島上りサービスエリアから西に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	借人は始良市の有限会社〇〇取締役〇〇、貸人は西餅田在住の〇〇。

<p>議 長</p>	<p>土地の所在は西餅田字上櫻木〇〇番〇 田、306㎡です。申請地につきましては、土地改良事業施工もなく、広がり10ha未満の区域であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場です。理由としましては、桜島サービスエリアの発展に伴い自社の資材置場が手狭になったためとのことです。資金は、自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。なお、被害防除計画書の添付もでございます。こちらにつきましては、先程の議案第5号の6番と一体利用で、全事業面積が439㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>立地区分、農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、桜島上りサービスエリアから西に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西も田、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は埼玉県草加市在住の〇〇。土地の所在は東餅田字加祢ヶ原〇〇番〇 田、987㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。理由としましては、土地を買い受けて宅地を造成したいとのことでした。資金は、融資で対応し、改良区の意見書は除外済みのため不要です。なお、被害防除計画書の添付もでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>立地区分、農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、コスモス始良店の隣接地です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地と田、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p>

議 長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>譲受人は鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇、譲渡人は西餅田在住の〇〇。土地の所在は東餅田字南総禅寺〇〇番〇 畑、11㎡です。2筆目は、譲渡人が西餅田在住の〇〇他2名。土地の所在は東餅田字南総禅寺〇〇番〇 畑、140㎡です。3筆目は、譲渡人が中津野在住の〇〇。土地の所在は東餅田字南総禅寺〇〇番〇 畑、55㎡、〇〇番〇 畑 10㎡です。合計で4筆でございます。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。理由としましては、宅地造成6区画とし、住宅建築予定者に販売したいとのことでした。資金は、自己融資で対応し、改良区の意見書は区域外のため不要です。なお、被害防除計画書の添付もございます。こちらについては、隣接宅地〇〇番〇 384.55㎡、〇〇番〇 276.53㎡、〇〇番〇 40.13㎡、〇〇番〇 147.80㎡、〇〇番〇 22.40㎡、〇〇番〇 56.19㎡、〇〇番〇 56.64㎡、隣接山林〇〇番〇 23㎡、〇〇番〇 233㎡と一体利用し、全事業面積1,456.24㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>立地区分、農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、東原公民館から南東に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>譲受人は鹿児島市在住の〇〇、譲渡人は大阪府豊中市在住の〇〇。土地の所在は松原町〇丁目〇〇番〇 畑、109㎡と、〇丁目〇〇番〇 畑 141㎡、計2筆の250㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟70.42㎡です。理由としましては、借家住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことです。資金は、自己資金と融資で対応し、改良区の</p>

議 長	<p>意見書は区域外のため不要です。なお、被害防除計画書の添付がございました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原たいこ公園から西に約30mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明及び融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から10番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>5番委員どうぞ。</p>
委 員	<p>5番委員です。議案第5号の5番で、500㎡を超えて611㎡となっていて、理由書が提出されていますが、昔に比べて条件がゆるくなっているのではないですか。土地の形状もあるかと思いますが、どこまで認めるのですか。</p>
議 長	<p>事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>県の指導としましては、1つの基準としまして500㎡を超える場合は、理由をつけなさいとなっております。土地の利用について、案件によって検討しなさいとなっております。何㎡以上はだめということはありません。例えば、宅地以外に庭を造ったり、池を作ったりする要望があれば、理由を付けることにより、500㎡を超えてもよいということになります。</p>
委 員	<p>と言うことは、200㎡、300㎡を超えてもよいのですか。</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>

<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>議案第6号</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番につきましては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、3番委員の退席をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(3番委員退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>1番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は26ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町小山田在住の〇〇、所有者は、同じく加治木町小山田在住の〇〇です。土地の所在は加治木町小山田字下田〇〇番〇 田、277㎡です。申請地につきましては、市の農業振興地域整備計画において、農用地区域内農地に指定されていることから、農用地区域内農地であります。変更後の使用目的は農業用施設農地で、理由としましては、現在すでに設置している農業用倉庫の隣接地にあるため、農業用資材置場として活用したいとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、議案第8号の1番と関連がございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番委員です。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、徳永公民館から、北東に約150mのところす。被害防除の現況は、東が農道、西は田、南が農道、北が田す。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。総合意見として、現地調査委員としては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p> <p>これより、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>3番委員は着席してください。</p>
<p>委 員</p>	<p>(3番委員着席)</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第9 議案第7号 非農地証明願についてを議題に供します。1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第7号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は27ページでございます。今月の申請件数につきましては3件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者は同じく〇〇他1名です。土地の所在は東餅田字西道丁原〇〇番〇 畑、274㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は宅地です。昭和35年より宅地として利用しているためということです。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。16番委員です。報告いたします。</p> <p>申請地の位置は、東公民館から北東に約30mの位置でございます。周囲の現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由といたしまして、申請どおり約60年経っており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は平松字前畑〇〇番〇田、224㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は駐車場です。平成12年12月より、隣接土地に自宅を建築する際、田を埋めて自営の蕎麦屋駐車場確保のために利用していたとのことです。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。14番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、始良分遣所から南西に約40mの位置でございます。周囲の現況といたしまして、東が県道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由といたしまして、申請どおり約20年経っており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は東餅田字下木流〇〇番〇田、26㎡、〇〇番〇田、0.41㎡の計2筆合計で26.41㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は宅地です。昭和58年10月に、自宅を新築した際に敷地入り口として整備し、現在まで公道からの進入路として利用しているとのことです。</p>

議 長	<p>以上で説明を、終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。16番委員です。報告いたします。</p> <p>申請地の位置は、始良公民館から東に約40mの位置でございます。周囲の現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由といたしまして、申請どおり宅地への進入路となって約37年経っており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第7号 非農地証明願の1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号 非農地証明願の1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号 非農地証明願の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題に供します。</p> <p>1番につきましては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、3番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>（3番委員退席）</p>
議 長	<p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、ご説明いたします。総会資料は28ページでございます。</p>

	<p>今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は加治木町小山田在住の〇〇、変更区分は用途区分変更です。土地の所在は加治木町小山田字下田〇〇番〇 田、277㎡です。変更前の用途区分は農地、補助事業は昭和62年の県営圃場整備事業小山田地区施工地です。変更後の用途は農業用施設用地であり、理由としましては、農業用資材置場として活用するということでございます。こちらにつきましては、議案第6号の1番と関連がございます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>本案件につきましては、議案第6号1番で、8番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 3番委員は着席してください。</p>
委 員	<p>(3番委員着席)</p>
	<p>————— 議案第9号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第11 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてを議題に供します。 1番から6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は29ページです。今月の申請につきましては、売渡1件、貸付5件となっております。参考資料につつま</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>しては68ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明申し上げます。 内容につきましては売渡です。土地の所在が蒲生町久末字高崎〇〇番 〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番 田の計3筆の2, 427㎡で す。申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇、希望譲渡価格は農業委員会に一 任ということです。 以上で、1番の説明を終わります。 それでは、2番についてご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町下久徳字平田〇 〇番〇 田、1, 041㎡です。申請人は福岡県北九州市在住の〇〇で す。希望貸付期間は5年ということで、希望小作料は農業委員会に一任 ということです。 3番についてご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町下久徳字簡原〇 〇番〇 田、1, 843㎡です。申請人は霧島市在住の〇〇です。希望 貸付期間は3年ということで、希望小作料は農業委員会に一任とい うことです。 4番についてご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が大山字前田〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇 田の計3筆の1, 560㎡です。申 請人は大山在住の〇〇です。希望貸付期間は5年ということで、希望小 作料は農業委員会に一任ということです。 5番についてご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が木津志字宮ノ前〇〇番 〇 田、1, 098㎡です。申請人は船津在住の〇〇です。希望貸付期 間は農業委員会に一任ということです。希望小作料は粍1俵です 6番についてご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字鈴野〇〇番 田、567㎡です。申請人は始良市在住の〇〇です。希望貸付期間は農 業委員会に一任ということです。希望小作料は無償ということです。 以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。議案第9号 農地あっせん申出（売 渡・貸付 希望）の1番から6番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>9番委員です。5番の田んぼですが、これまでも何人かの方が耕作さ れましたが、収穫できない状況でした。現在は、耕作放棄地となってい ます。排水工事が必要なので、小作料粍1俵というのはどうにかなりま せんか。</p> <p>事務局どうですか。</p>
----------------------------------	--

	事務局	小作料を無償にすることは、交渉できます
議長		9番委員、よろしいでしょうか。
	委員	はい。私が担当になりましたら、探してみます。
議長		ほかに質疑はありませんか。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から6番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から6番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。
議長		地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委員	「意見なし」
議長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、 1番については、5番委員、18番委員、 11番推進委員 に 2番と3番については、11番推進委員 に 4番については、19番委員 に 5番については、9番委員 に 6番については、4番委員 に それぞれ、お願いしたいと思います。

委員	「はい」
議長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
議長	<p style="text-align: center;">————— 議案第10号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第12 議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別議案として上程しております。</p> <p>なお、資料33ページ34番は19番委員の案件となりますので、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、19番委員の退席をお願いいたします。それでは、総会資料の30ページを、ご覧ください。今回、始期を令和2年3月31日として設定する、募集期令和元年度3月31日開始について、審議していただきます。まず利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、32ページ～33ページの各筆明細の一覧表で、ご確認をしてください。利用権設定を受ける者の氏名、または、名称につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、募集月を2月として、本市で配分計画案を作成後、機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づきまして、県が配分計画を認可した後、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで、効力が発生いたします。総会資料の31ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、全体で34件、申請面積は、38,431㎡です。権利別では、使用貸借3件、賃貸借31件、設定する期間は、10年が33件、18年4月が1件となっております。今回の設定地域は、上名地区、住吉地区、中津野地区、蒲生町上久徳地区、蒲生白男地区、蒲生町米丸地区、蒲生町北地区の計7地区です。それぞれの地区の内訳につきまして、ご説明いたします。まず始めに上名地区は、4筆の面積6,105㎡、借換区分別は、新規が2件、載せ替えが2件で、権利別はすべて賃貸借、期間別はすべて10年です。続いて、住吉地区の全体は、2筆の面積2,523㎡、借換区分別は、A to Aが1件、載せ替えが1件で、権利別はすべて賃貸借、期間別は10年が1件、18年4月が1件です。中津野地区は12筆の11,516㎡、借換区分別は、すべてA to Aで、権利別はすべて賃貸借、期間別はすべて10年です。蒲生町上久徳地区は、4</p>

議 長	<p>筆の面積4, 295㎡、借換区分別は、すべて載せ替えて、権利別はすべて賃貸借、期間別はすべて10年です。蒲生町白男地区は、6筆の7, 644㎡、借換区分別は、新規が2件、A to Aが4件、権利別はすべて賃貸借、期間別すべて10年です。蒲生町米丸地区は、5筆の面積4, 954㎡、借換区分別は、新規が3件、載せ替えが2件、使用貸借が3件、賃貸借が2件、期間別はすべて10年です。最後に、蒲生町北地区は、1筆の面積1, 394㎡。借換区分別は、載せ替えのみ、権利別はすべて賃貸借、期間別はすべて10年です。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、募集期 令和元年度 3月31日開始 各筆1番から33番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 令和元年度 3月31日開始 各筆1番から33番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 令和元年度 3月31日開始 各筆1番から33番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、34番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。</p>
委 員	(会長 退席)
委 員	(会長代理 議長席に着席)
議 長	<p>それでは、34番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 令和</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>元年度 3月31日開始 34番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 令和元年度 3月31日開始 34番については、原案のとおり決定いたしました。このあとは、会長に議長をお返しします。</p> <p>委 員 (会長代理 議長席から退席)</p> <p>委 員 (会長 議長席に着席)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第11号 —————</p> <p>それでは、日程第13 議案第11号 始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積の適用期間の延長についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第11号始良市ふるさと移住定住条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積の適用期間の延長についてご説明いたします。</p> <p>平成30年3月1日施行の農業委員会の告示では、1. 始良市ふるさと移住定住促進条例（以下「条例」という。）第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地取得の下限面積を1㎡とする。ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域外とする。2. 適用期間は、条例の期限と同様、平成32年3月31日までとする。3. 対象者は、条例第3条第1項第1号に定める、住宅を新築若しくは購入又は中古住宅を購入した補助対象者とする。4. 農地取得に際しては、農地法第3条の許可を得なければならない。農地として使用する旨の誓約書・営農計画書の提出を要する。最低5年の耕作を義務付ける。5. 施行日は、総会の議決を経て公告日からとなっております。今回は、2項中の平成32年3月31日を、令和5年3月31日に改正して適用期間を延長するものでございます。</p> <p>提案理由としまして、今読み上げました告示事項につきましては、平成29年11月の総会で下限面積検討委員会を設置し、空き家バンク制度の普及に伴い、移住希望者の家屋と一緒に農地も購入したい、出し手側の家屋と一緒に農地も処分したいとの要望を踏まえ、農業に関心のある移住希望者を受け入れることにより中山間地域の担い手となりうるよ</p>

	<p>うな効果を鑑み、平成30年2月の農業委員会総会で決議いただきました。改正案の適用期間につきましては、本年3月の本市議会にて始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例が上程議決され条例の適用期間が令和5年3月31日まで延長されたことを受け改正案のとおり提案するものであります。ついてはよろしくご審議ください。</p> <p>次に、参考資料の74ページをご覧ください。これは、始良市ふるさと移住定住促進条例での補助対象地区となります。この農用地区域外の農地について、条例での補助対象者が農地法第3条の申請をされた場合、審査基準である下限面積が1㎡あれば認めるということでありませう。75ページは、県下43市町村の下限面積の一覧です。そのうち農地法第3条第2項第5号を設定した市町村が33市町村あります。空き家バンク関連で、別に下限面積を定めているところが、始良市を含めて、12市町村あります。審議のご参考にしてください。</p> <p>以上で、議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第11号 始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積の適用期間の延長について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第11号 始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積の適用期間の延長については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 日程第14 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に日程第14 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地あっせんの経過報告をいたします。28番の〇〇さんの借り受けの件ですが、利用権・3条許可により耕作面積が4,571㎡となりましたので、本人に確認したところ、しばらくこの面積で耕作さ</p>

	<p>れるとのことでしたので、あっせんは完了です。44番の〇〇さんの貸付の件ですが、加治木町木田字赤坂〇〇番 田、1, 191㎡を隣接地の耕作者が借受することになりましたので、あっせんは完了です。70番の〇〇さんの貸付は、今月の総会で利用権が成立しましたので、あっせんは完了です。71番の〇〇さんの貸付は、中間管理事業の方で対応することになりましたので、あっせんは完了です。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
議 長	<p>あっせん委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。</p>
委 員	<p>報告なし（あっせん委員の報告）</p>
議 長	<p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある委員は挙手を願います。</p>
委 員	<p>「質問・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
	<p>—— 日程第15 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ——</p>
議 長	<p>次に日程第15 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。</p> <p>3月は、13件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（3月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質問・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p>
	<p>————— 日程第16 その他 —————</p>
議 長	<p>それでは日程第16 その他でございますが、委員の方から何かござ</p>

		いませんか。
議 長	委 員	[挙 手] 1 2 番委員。
議 長	委 員	1 2 番委員です。 お知らせです。農業者年金グループからですが、事務局の〇〇さんの 頑張りもあり農業者年金に1名の加入者がありました。グループ長とし て大変うれしかったです。今後も、皆様のご協力をお願いします。
議 長		ほかにありませんか。
議 長	委 員	「発言なし」
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項は すべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
議 長	事務局	連絡事項 ○始良市農業委員会互助会の令和元年度決算報告について ○活動記録簿（3月分）の提出について ○臨時総会（3月24日）の案内について ○農地利用最適化推進委員の委嘱状交付（4月1日）について ○耕作放棄地の雑草除去について
議 長		ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、令和元年度 第12回 始良市農業委員 会総会を閉会いたします。
	事務局長	[閉会] 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____